

専決処分承認の件（損害賠償及び和解）

平成29年（2017年）5月30日提出

札幌市長 秋元克広

平成29年4月24日、市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

本市は、次のとおり損害賠償の額を定め、和解する。

1 相手方

北広島市在住者

2 事故の概要

平成28年11月15日、札幌市中央区盤溪205番地1地先において、道路の側溝のグレーチング上を通過した相手方の所有する自動車の底部が、浮き上がった当該グレーチングに衝突し、当該自動車が破損した。

3 損害賠償の額

1,204,412円